

# 「禁煙エリアを定める省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 禁煙エリアを定める省布告

仏暦二五四五年(西暦二〇〇二年)非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名と種類を定め、当該場所の範囲またはその地を喫煙区あるいは非喫煙区と定める保健省布告(第一〇号)

### 第一項

仏暦二五四〇年(西暦一九九七年)一〇月一五日付けの仏暦二五四〇年非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名と種類を定め、当該場所の範囲またはその地を喫煙区あるいは非喫煙区と定める保健省布告(第七号)を廃止する。

### 第二項

以下の公共の場所を非喫煙者の健康を保護する場所とする。

- (一) 路線バス
- (二) 不定期バス
- (三) 空調システムのある鉄道客車
- (四) 乗合船
- (五) 国内航空便
- (六) 乗客休憩所の空調システムのある区域
- (七) エレベータ
- (八) 公衆電話ブース
- (九) 学童生徒送迎自動車
- (一〇) 娯楽場
- (一一) 図書室
- (一二) 理髪店、テイラー店、美容サロン、薬局店、またはインターネット・サービス店の空調システム

のある区域

- (一三) デパート、ショッピングセンター、または商品販売所の空調システムのある区域
- (一四) フィットネスジムの空調システムのある区域
- (一五) 夜間に患者を受け付けない病院・診療所
- (一六) 宗教施設の宗教儀式実施区域
- (一七) 食品及び飲料販売所(レストラン)、または宴会場の空調システムのある区域
- (一八) 便所
- (一九) 公共波止場

第一段に基づく公共の場所は、業務時は非喫煙区とする。

### 第三項

以下の公共の場所を非喫煙者の健康を保護する場所とする。

- (一) 学校、または高等教育課程に達していない教育施設
- (二) 芸術文化展示ビル、博物館、または美術ホール
- (三) 夜間に患者を受け付ける病院・診療所
- (四) 就学年齢に達しない幼児の保育所
- (五) 屋外運動場

第一段に基づく公共の場所は、その公共施設での勤務者の休息または勤務のための個室を除き、業務時は非喫煙区とする。

#### 第四項

以下の公共の場所を非喫煙者の健康を保護する場所とする。

- (一) 大学、短大、または高等教育施設の建物
- (二) 商品展示場または見本市会場の空調システムのある区域
- (三) 政府機関または国営企業の施設
- (四) 銀行及び金融機関
- (五) 空調システムのある事務所
- (六) 空港ビル

第一段に基づく公共の場所は、業務時は以下を除き非喫煙区とする。

- (一) その公共の場所に勤務する者の休息または勤務のための個室
- (二) 大臣が定めた原則及び方法に従い排煙・排気に係る非喫煙区と喫煙区の形態と標準を設けた上で「喫煙区」として特定した区域。

#### 第五項

空調システムのない鉄道客車を非喫煙者の健康を保護する場所とする。

第一段に基づく公共の場所は、業務時は大臣が定めた原則及び方法に従い排煙・排気に係る非喫煙区と喫煙区の形態と標準を設けた上で「喫煙区」として特定した車両を除き、非喫煙区域とする。このとき喫煙車両はその列車の空調システムのない客車数の二五%以下でなければならない。

#### 第六項

本布告は官報告示日から九〇日が経過した時に施行する。

[官報告示は八月九日、施行日は一一月八日]

### 非喫煙者健康保護法

#### 第一条

本法令を「仏暦二五三五年(西暦一九九二年)非喫煙者の健康を保護する法令」と呼ぶ。

## 第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。

## 第三条

本法令において、

「たばこ(ブリー)」とは、シガレット、シガー、その他のたばこ、たばこ法に基づく刻みたばこまたは香料刻みたばこを意味する。

「喫煙(スーブ・ブリー)」とは、たばこを燃やすことで煙を生じさせる行為も意味する。

「公共の場所(サターンティー・サターラナ)」とは、公衆が誰でも入れる場所または乗物を意味する。

「運営者(プー・ダムヌーンガーン)」とは、公共の場所の所有者、支配人、管理人、または運営責任者を意味する。

「非喫煙区(ケート・ブロード・ブリー)」とは、喫煙を禁止した区域を意味する。

「喫煙区{ケート・スーブ・ブリー)」とは、喫煙できる区域を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

## 第四条

大臣は官報で以下を定め、布告する権限を有する。

- (一) 非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名と種類を定める
  - (二) (一)に基づく公共の場所の一部または全部を喫煙区あるいは非喫煙区に定める
  - (三) 排煙・排気に係る非喫煙区または喫煙区の様態、形態、基準を定める
  - (四) 喫煙区または非喫煙区の標識掲示の原則及び方法を定める
- (三)または(四)に基づく布告は、その布告の中で運営者が規定に沿った行動を完了させなければならない日時、期間も定める。

## 第五条

大臣が四条に基づき布告した時、運営者は以下の義務を有する。

- (一) 公共の場所の一部または全部を喫煙区あるいは非喫煙区に特定する
- (二) 喫煙区に大臣が定めた形態、標準を持たせる
- (三) 大臣が定めた原則及び方法に基づき喫煙区または非喫煙区の標識を掲げる

## 第六条

非喫煙区においてはいかなる人も喫煙することはできない。

#### 第七条

本法令遵守を検査または統制するため、日照時間あるいはその場所の業務時間内において、係官は第四条(一)及び(二)の大臣布告に基づき公共の場所に立ち入る権限を有する。

#### 第八条

職務遂行において係官は関係者に係官の身分証明証を提示する。  
係官の身分証明証は大臣が官報で告示した様式に従う。

#### 第九条

運営者及び公共の場所の関係者は第七条に基づく職務を遂行する係官に対して、しかるべき便宜を供しなければならない。

#### 第一〇条

本法令に基づく職務遂行において、係官は刑法典に基づく捜査官とする。

#### 第一一条

第五条(一)に従わない運営者は二万バーツ以下の罰金に処する。  
第五条(二)に従わない運営者は一万バーツ以下の罰金に処する。  
第五条(三)に従わない運営者は二〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

#### 第十二条

第六条の規定に違反した者は二〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

#### 第十三条

第七条に基づく職務を遂行する係官に対し、妨害した、または便宜を供しなかった者は、一ヶ月以内の禁固、または二〇〇〇バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第十四条

本法令に基づく過失行為において、その事件の捜査権限を有する捜査官は刑事訴訟法典に基づき略式命令を下す権限を有する。

#### 第十五条

保健大臣を係官任命権を有し、本法令に基づく執行のために布告を制定する権限を有する本法令の主務大臣とする。

その布告は官報で告示した時に施行することができる。

(おわり)